

旅館・ホテル営業構造設備基準

- 1 客室の床面積は、7 m²（寝台を置く客室にあつては、9 m²）以上であること。
- 宿泊しようする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備を有すること。
- 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さない認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 適当な数の便所を有すること。
- 当該施設の設置場所が旅館業法第三条第三項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね 100m の区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
- 客室の定員は 3.5 m²につき 1 人を基準とする。
- 施設の外壁、屋根、広告物等の形態及び色調は、善良な風俗を害することがないよう周辺の環境と調和するものであること。
- 動力により振動し、又は回転する寝台、横臥している人の姿態を映すための鏡（以下「特定用途鏡」という。）で面積が 1 m²以上のもの又は 2 以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が 1 m²以上のもの（天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又は寝台に取り付けてあるものに限る。）その他専ら異性を同伴する宿泊者の性的好奇心に応ずるための設備がないこと。
- フロント又は玄関帳場を設置する場合は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 宿泊者の出入りを容易に見通すことができる場所に設けられていること。
 - イ 自動車等を利用する宿泊者が降車しないで宿泊者名簿の記載、宿泊料金の受渡し、客室の鍵の授受その他の宿泊に関する手続を行うことができる場所に設けられていないこと。
 - ウ 事務をとるのに適した広さを有すること。
 - エ 受付台の上方にはめ込まれ、かつ、開閉できない窓が設けられていない等宿泊者と直接面接することを妨げることができる構造又は設備を有しないこと。
 - オ 本来の機能を失わせる附帯設備が設けられていないこと。
- 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 原湯、原水、上り用湯及び上り用水として使用する水の水質は、規則で定める基準に適合していること。
 - イ 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をすること。
 - ウ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(ア)循環ろ過器の1時間当たりの処理能力は、当該循環ろ過器から湯水の供給を受けるすべての浴槽の容量の数値を加えて得た数値以上の量であること。

(イ)循環ろ過器のろ材は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(ウ)循環ろ過器に毛髪等が混入しないように浴槽水が循環ろ過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。

(エ)循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛沫の吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(オ)浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環ろ過器に流入する直前の位置に設けること。

エ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

オ 屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に流入する構造でないこと。

□ 便所には、流水式手洗い設備があり、当該設備には、消毒液等を入れる専用の容器等があること。

□ 性的好奇心をそそる物品で次に掲げるものを提供する自動販売機その他の設備がないこと。

ア 衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真又はその複製物

イ アに掲げる写真又はその複製物を主たる内容とする写真集

ウ 衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とするフィルム又はビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)による記録に係る記録媒体

エ 性具その他の性的な行為の用に供する物品、性器を模した物品、性的な行為を表す写真その他の物品又はこれらに類する物品

簡易宿所営業構造設備基準

- 客室の延床面積は、33㎡（宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。
- 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。
- 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 適当な数の便所を有すること。
- 客室の定員は1.5㎡につき1人を基準とする。
- 施設の外壁、屋根、広告物等の形態及び色調は、善良な風俗を害することがないよう周辺の環境と調和するものであること。
- 動力により振動し、又は回転する寝台、横臥している人の姿態を映すための鏡（以下「特定用途鏡」という。）で面積が1㎡以上のもの又は2以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が1㎡以上のもの（天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又は寝台に取り付けてあるものに限る。）その他専ら異性を同伴する宿泊者の性的好奇心に応ずるための設備がないこと。
- フロント又は玄関帳場を設置する場合は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 宿泊者の出入りを容易に見通すことができる場所に設けられていること。
 - イ 自動車等を利用する宿泊者が降車しないで宿泊者名簿の記載、宿泊料金の受渡し、客室の鍵の授受その他の宿泊に関する手続を行うことができる場所に設けられていないこと。
 - ウ 事務をとるのに適した広さを有していること。
 - エ 受付台の上方にはめ込まれ、かつ、開閉できない窓が設けられていない等宿泊者と直接面接することを妨げることができる構造又は設備を有しないこと。
 - オ 本来の機能を失わせる附帯設備が設けられていないこと。
- 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 原湯、原水、上り用湯及び上り用水として使用する水の水質は、規則で定める基準に適合していること。
 - イ 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をすること。
 - ウ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。
 - (ア)循環ろ過器の1時間当たりの処理能力は、当該循環ろ過器から湯水の供給を受けるすべての浴槽の容量の数値を加えて得た数値以上の量であること。
 - (イ)循環ろ過器のろ材は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。
 - (ウ)循環ろ過器に毛髪等が混入しないように浴槽水が循環ろ過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。

(エ)循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛沫の吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。

(オ)浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環ろ過器に流入する直前の位置に設けること。

エ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

オ 屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に流入する構造でないこと。

□ 便所には、流水式手洗い設備があり、当該設備には、消毒液等を入れる専用の容器等があること。

□ 性的好奇心をそそる物品で次に掲げるものを提供する自動販売機その他の設備がないこと。

ア 衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真又はその複製物

イ アに掲げる写真又はその複製物を主たる内容とする写真集

ウ 衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とするフィルム又はビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)による記録に係る記録媒体

エ 性具その他の性的な行為の用に供する物品、性器を模した物品、性的な行為を表す写真その他の物品又はこれらに類する物品

下宿営業構造設備基準

- 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 適当な数の便所を有すること。
- 客室の定員は 3.5 m²につき 1 人を基準とする。
- 入浴設備を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 原湯、原水、上り用湯及び上り用水として使用する水の水質は、規則で定める基準に適合していること。
 - イ 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をすること。
 - ウ 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。
 - (ア)循環ろ過器の 1 時間当たりの処理能力は、当該循環ろ過器から湯水の供給を受けるすべての浴槽の容量の数値を加えて得た数値以上の量であること。
 - (イ)循環ろ過器のろ材は、逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。
 - (ウ)循環ろ過器に毛髪等が混入しないように浴槽水が循環ろ過器に流入する前の位置に集毛器を設けること。
 - (エ)循環する湯水を浴槽に供給する部分が浴槽の底部に設けられている等の入浴者の浴槽水の誤飲、飛沫の吸飲等を防止するための措置が講じられた構造であること。
 - (オ)浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環ろ過器に流入する直前の位置に設けること。
- エ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する場合は、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。
- オ 屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に流入する構造でないこと。
- 便所には、流水式手洗い設備があり、当該設備には、消毒液等を入れる専用の容器等があること。